

## 《障害者支援施設（通所）みやうち》

令和6年10月1日

施設利用料負担金一覧表				
(川崎市規定利用者負担利用料金上限額)				
区分	生活保護世帯	非課税世帯	一般世帯1	一般世帯2
国基準額	0円	0円	9,300円	37,200円
負担額	0円	0円	0円	0円

※ 「障害福祉サービス受給者証」の利用者負担上限月額に支払額が記されている場合はそれに準じます。

有料サービス利用料金一覧表		
サービス内容	利用料	料金詳細
食費 (一般世帯(課税世帯))	400円	1食あたりの食材料費及び調理員人件費
食費 (非課税1・2/生活保護世帯)	290円	1食あたりの食材料費(国基準額)
入浴サービス	500円	1回あたりの入浴にかかる水道光熱費分 但し、利用は生活状況等により施設が認めた者に限る。
利用時間延長	800円	30分あたりの人件費相当分
移送サービス	1,000円	通所に要する通常送迎利用以外の個別送迎 移送1回あたりの燃料費及び人件費相当分
時間内の外出援助	自己負担実費	利用者の希望による外出時の必要経費
余暇活動費	自己負担実費	利用者の希望・必要により余暇活動を行った場合の 材料代等の経費の実費
各個人の必要実費	自己負担実費	利用者の事情による必要な個人用物品等

### 食事サービス利用の取り消しについて

食事サービス利用を取消す場合は、利用予定日の前日、午後5時30分迄に施設へご連絡をお願いします。なお、通所利用日の前日午後5時30分までに連絡がない場合、利用予定日の人数に合わせて食材料を仕入れているため、その実費相当分をキャンセル料として請求させていただきます。

(連絡先 みやうち TEL 044-740-2817)

キャンセル料 (食材料費国基準額)	290円
-------------------	------